

菊池市小規模物品等契約希望者登録要領

平成 29 年 12 月 25 日

告示第 214 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、菊池市が発注する小規模な物品の購入、修理又は製造に関する契約、業務の委託契約（建設工事に係る委託契約を除く。）及び役務の調達契約（以下「小規模物品等契約」という。）について、市内小規模事業者の受注機会の拡大を図るため、受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第 2 条 小規模物品等契約の対象は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、設計金額又は購入予定価格が30万円以下のものとする。

(登録できる者)

第 3 条 受注希望者として登録することができる者は、菊池市内に本社の法人登記がある法人事業者又は菊池市内の事業者で、その代表者が菊池市内に住民登録がある者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除くものとする。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者
- (2) 菊池市競争入札参加資格者名簿に登録されている者（使用人含む。）
- (3) 希望する種目を履行するための必要な資格又は免許を有しない者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する者
- (6) その他契約の相手方として不適當であると認められる者

(登録の有効期間)

第 4 条 登録申請の受付は原則 2 年に 1 回行うものとし、その有効期間は次回の登録までとする。

2 登録申請の時期については、あらかじめ広報紙及び菊池市ホームページに掲載するものとする。

3 追加登録も必要に応じ行うものとするが、その場合の有効期間は定期の残りの期間とする。

(登録申請の方法等)

第5条 登録を希望する者は、小規模物品等契約希望者登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、その他市長が定めるものを添えて、市長に提出しなければならない。

(審査及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により、登録の申請があったときは、当該申請内容を審査し、審査結果を小規模物品等契約希望者登録申請審査結果通知書(様式第2号)により、申請者へ通知するものとする。

(登録者の公表)

第7条 市長は、登録決定者を小規模物品等契約希望者登録名簿(様式第3号。以下「登録名簿」という。)に登載し、総務部契約検査課にて閲覧に供するものとする。

(登録事項の変更等)

第8条 登録名簿に登載された者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったとき又は事業を休止し、若しくは廃止したときは、小規模物品等契約希望者登録(変更・休止・廃止)届(様式第4号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録者の取消し等)

第9条 市長は、登録者が次のいずれかの場合に該当したときは、その者の登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条ただし書に該当したとき。
- (2) 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載したとき。
- (3) 申請に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。
- (4) 契約の履行に関し違法、不正又は著しく不誠実な行為があったとき。

(5) 前条の定めによる変更等の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしないとき。

(6) その他契約の継続が不可能だと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、その者に対して書面をもってその旨を通知する。

3 市長は、第1項の規定により登録を取り消したときは、登録名簿から登録を削除する。

(登録者の取扱い)

第10条 市長は、小規模物品等契約に該当する業者の選定に際しては、登録者に対し、積極的に随意契約の機会を与えるよう努めるものとする。なお、当該選定においては、競争参加資格審査申請による資格業者の見積参加を否定するものではない。

(契約保証金)

第11条 登録者との契約締結に際しては、菊池市会計規則（平成17年規則第50号）第57条第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除することができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の資格の審査を受けようとする者は、施行日前においても、第5条の規定の例により、その申請をすることができる。